

ご寄付・賛助会員のお願い



あなたの寄付が市民スポーツを支えます！

公益財団法人川崎市スポーツ協会では、川崎市のスポーツ発展のため、また市民一人ひとりが健康で明るく、生きがいをもって生き生きと暮らすことができるまちづくりの実現に向け、市民の健康増進をサポートしています。市民の健康増進に寄与しながら今後も皆様の要望に応え、事業を継続していくためには、寄付金・賛助会費が大きな力となります。

ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

賛助会費は、個人・団体会員ともに口数の上限はございません

○賛助会費

個人会員 1口 3,000円

団体会員（企業・任意団体等）1口10,000円

◆賛助会費として寄付していただくと、税制上の優遇が受けられます。

◆寄付金についても、税制上の優遇が受けられます。

詳しくは、当協会ホームページの賛助会員募集ページをご参考になしてください。



公益財団法人川崎市スポーツ協会

〒211-0051 神奈川県川崎市中原区宮内4-1-2

TEL : 044-739-8844 FAX : 044-739-8848

URL: <https://kawaspokyo.jp>



川崎市スポーツ協会に寄付された場合の「税制優遇」について



当協会は平成26年4月11日より「税制特別措置法施行令」に規定する要件を満たし、【税額控除の証明】を受けました。当協会へご寄付は、税制上のメリット（寄付金控除）を受けることができます。

協会から発行される賛助会費・寄付金等の領収証並びに「税額控除の証明証」の写し（裏面）を、確定申告の際にご活用ください。

控除下限額は2,000円になります。



寄付金控除の対象

- (1) 特別協賛金 (2) 賛助会費 (3) その他の寄付金

◆法人が支出する寄付金(特別協賛金・その他寄付金等)

各事業年度で支出した寄付金のうち、公益財団法人である本会に対する寄付金については、一般寄付金損金算入限度額と別枠（特別損金算入限度額）で損金算入限度額が設けられています。

◆個人が支出する寄付金(賛助会員)

本会の個人賛助会員となつていただきますと、所轄税務署で確定申告を行っていただくことで税制上の優遇を受けることができます。

●所得税の税額控除の計算

$$\begin{aligned} & (\text{寄付金額} - 2,000\text{円 (控除下限額)}) \times 20\% (\text{所得税額}) \\ & = \text{減税額 (所得控除)} \end{aligned}$$

※寄付金額は総所得の40%以内

お問合せ先 事務局：平日（月～金）9：00～16：30

公益財団法人川崎市スポーツ協会

〒211-0051 神奈川県川崎市中原区宮内4-1-2

TEL：044-739-8844 FAX：044-739-8848

URL:<https://kawaspokyo.jp>

